

(判例評釈)

人工妊娠中絶の自由

—Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey,

60 U. S. L. W. 4795 (1992) —

根本 猛

解 説

この二〇年間にアメリカ合衆国最高裁判所が下した判決のうちで、最も論争的なものをひとつだけあげるとすれば、それは一九七三年のロー判決⁽¹⁾であろう。ロー判決は、二つの意味で、激しい議論の対象となってきた。ひとつには、憲法には全く言及されていない人工妊娠中絶の自由に厚い憲法上の保護を与えたという論点である。しかも、その手法が今世紀前半に厳しい批判を浴びて、最高裁判所自身も放棄したと思われる「実体的適正手続」を復活させたものだったが、ロー判決反対派に力を与えた。もうひとつは、アメリカ合衆国で、政治や宗教の分野でも論争の的であった人工妊娠中絶をどうみるかという点に関して、最高裁判所が明らかに一方に与したことに、反対派からは非難が噴出したのである。

ロー判決は、七対二（反対派は、ホワイト、レーンクイスト両裁判官）の多数決だったが、その後の裁判官の入れ替えで票差は次第に接近してくる。七人の多数派のうち、バーガー首席裁判官は、人工妊娠中絶支持派にとつては、初めから頼りにならない存在だった。一九八一年に、スチュアート裁判官が引退し、その後任として、人工妊娠中絶には批判的なオコナー裁判官が任命された。一九八七年には、パウエル裁判官が引退し、その後任には、散々もめた末、ケネディー裁判官が任命された。中間派とみられていたケネディー裁判官は、上院でも、全員一致で同意が得られた。ところが、最高裁判所入りしたケネディー裁判官は、予想に反して、多くの事件で、保守派と行動を共にした。⁽²⁾そして、ついに、ロー判決から一六年後、人工妊娠中絶に関する勢力図は逆転しそうになる。

一九八九年のウェブスター判決⁽³⁾において、最高裁判所は、五対四の多数決で、ロー判決では原則としては自由であるとされた妊娠二四週に満たない人工妊娠中絶についても州の規制を支持した。ホワイト、ケネディー両裁判官が同意するレーンクイスト首席裁判官の相対多数意見は、事実において本件はロー判決と区別され得るので判例変更はしないとしたが、今回の法廷意見のようにロー判決を再確認することはせず、逆にロー判決への強い疑問を隠さなかった。この相対多数意見は、機会があれば、ロー判決を判例変更したいことを示唆するものと受けとめられ、もう一人のスカリア裁判官は明示的に判例変更を主張した。ここで、ロー判決反対派は四人になった。最高裁判所は、ロー判決を判例変更する一歩手前まで行ったわけである。このときは、五人目のオコナー裁判官が、合憲の結論には同調したものの、憲法判断を避けたので、ロー判決は辛うじて生き延びた。

さらに、翌年、ウォーレン首席裁判官の引退後二〇年にわたり、「優れた政治手腕」によってリベラル・中間派をまとめ、最高裁判所の保守化を食い止めてきたブレナン裁判官が引退したとき、ロー判決は死んだも同然だっ

た。ある専門家は、「これでロー判決はギロチンにかけられることになる」と評している⁽⁴⁾。

この見方は当を得たものであった。その後の裁判官の交替で、人工妊娠中絶支持派の四人からブレナン、マーシャル両裁判官が去り、その後任のうち、スーター裁判官はともかく、上院の同意で物議をかもしたトーマス裁判官は、明らかな人工妊娠中絶反対派だったから、今回の判決では、ロー判決の判例変更は必至と思われた⁽⁵⁾。一九九一年―九二年の開廷期において、人工妊娠中絶支持派は、ブラックマン、ステイーンブズの二人の老裁判官だけだったのである。

しかし、一九九二年夏、最高裁判所は、予想外の判決によって、ロー判決を力強く再確認した。

ロー判決の生みの親であるブラックマン裁判官の個別意見は、次のような大喜びの表現で始まっている。

「三年前、ウェブスター判決において、当裁判所の四人の裁判官は、憲法が生殖に関する選択の権利を保障していると信じてきた『この国のすべての女性の希望と理解に暗雲を投げ掛けた』ようにみえた。ロー判決の約束は、相対多数意見の暗雲の前では、細くゆらめく炎でしかなかった。そして、ウェブスター判決以降の判決は、この炎がもっと大きな光りになるかもしれないという希望をほとんど与えなかった。しかし、かくも多くの人々がその暗雲を取り払われることを望んだ今、炎は明るく輝くようになった。

……

まちがいなく、オコナー、ケネディー、そしてスーター各裁判官による共同意見は、彼らの勇気と憲法原理の産物である⁽⁶⁾」

また、人工妊娠中絶反対派の弁護士も「我々は、今日、九五%負けた」と語ったと伝えられる⁽⁷⁾。

なぜ、従来保守派とみられていた三人の裁判官が、肝心なときに、レーンクイスト首席裁判官らと袂を分かつ

ことになったのだろうか。人事を利用して、最高裁判所を意のままにしようという政府に対する反発があつたものと思われる。⁽⁸⁾「政府は、この一〇年の過去五回の事件と同様、再び、我々にロー判決を判例変更するよう求めている」として、間接的な表現ながら、政府のこうした態度への不快感を表している。⁽⁹⁾

特に意外だつたのは、ケネディー裁判官の態度急変である。⁽¹⁰⁾ケネディー裁判官は、ウェブスター判決では、ロー判決反対派だつた。ケネディー裁判官の「変節」には次のような理由がささやかれている。⁽¹¹⁾

保守派にとっては一番の論敵であるハーバード・ロー・スクールのトライブ教授の教えを受けた二人の法律家が、一九九一年―九二年の開廷期に、それぞれ、ケネディー裁判官とスーター裁判官のロー・クラークになつていた。最初は首席裁判官の側に加わると思われていたケネディー裁判官を二人のロー・クラークが協力して説得し、スーター裁判官の側に引っぱり込んだというのである。事実、オコナー裁判官を加えたこの三人組は、この開廷期には、いくつかの重要な事件で、リベラル派の二人の裁判官に力を貸し、一二年間の共和党政権による裁判官の入れ替えはその効果をあげたのだろうか、と保守派を失望させているという。

この判決の意義は、何といつても、風前の灯とみられていたロー判決を明確に再確認したことである。今回のペンシルベニア州法については、大部分が合憲とされたので、人工妊娠中絶支持派には敗北感も漂っているが、ルイジアナ州やユタ州で制定されている人工妊娠中絶そのものを禁止する立法が違憲であることは疑問の余地がない。⁽¹²⁾

もつとも、マスコミは、早くも、この判決が五対四の一票差であり、しかも、ロー判決完全支持派の二人の裁判官がともに八〇歳を超える高齢であることから、「次の最高裁判所裁判官の引退は、上院の同意において、人工妊娠中絶をめぐる激しいやりとりを招くだろう」と予想している。⁽¹³⁾

- (1) Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973).
- (2) H. ABRAHAM, JUSTICES & PRESIDENTS 361 (1992).
- (3) Webster v. Reproductive Health Services, 492 U.S. 490 (1989).
- (4) ニューズウィーク日本版一九九〇年八月二日号三一頁。
- (5) 「五対四の判決は、人工妊娠中絶の権利をいくらか制限したが、多くの人工妊娠中絶支持派が予想し反対派が期待していたよりは強力なものとして維持した」。Greenhouse, High Court, 5-4, Affirms Right to Abortion: But Allows Most of Pennsylvania's Limits, N.Y. Times, June 30, 1992, at A1, col.6.
- (6) 60 U.S.L.W. at 4820. さらに「ステイブンス裁判官の個別意見も「法廷意見のうち、私が同意した部分には不賛成な部分よりも重要である」(Id. at 4817) という書き出しで始まっている。
- (7) Asahi Evening News, June 30, 1992, at 3, col.6.
- (8) レンクイスト首席裁判官は、その著書のなかで、「歴史は、我々に、リンカーンやフランクリン・ルーズベルトのように、最高裁判所にその影響を残そうとした『強力な』大統領であっても、部分的にしかうまくいかないものであるということを教えている」と述べているが、皮肉にも、今回の判決には、この記述がそのままあてはまったこととなる。W. REHNQUIST, THE SUPREME COURT: HOW IT WAS, HOW IT IS 248—51 (1987). ウィリアム・レンクイスト(根本猛訳)「アメリカ合衆国最高裁——過去と現在」二九四—九六頁(一九九二)。
- (9) 判決を伝えるグリーンハウス記者の小見出しは、「最高裁判所多数派、ロー判決を覆そうとするホワイト・ハウスの試みに警告」となっている。Greenhouse, supra note 5, at A1, col. 6.

(10) オコナー裁判官も保守派から期待された裁判官の一人だったが、ウェブスター判決で相対多数意見に同調しなかったことや、一九九〇年のホジソン判決 (Hodgson v. Minnesota, 497 U.S. 417) で、未成年者の人工妊娠中絶について、両親の双方に通知することを求めるミネソタ州法を違憲とする五対四の多数派に加わったあたりで、その前兆はあったといえる。

(11) Time, July 13, 1992, at 37.

(12) Greenhouse, supra note 5, at A1, col.6.

(13) U.S. News & World Report, July 13, 1992, at 35.

判 旨

この判決の最大の争点は、最高裁判所がロー判決を維持するのか、判例変更するのかということだったが、具体的には、この争点は、ペンシルベニア州の人工妊娠中絶規制法の五つの規定の合憲性をめぐって争われた。

第一は、人工妊娠中絶手術を実際に受けるまでの二四時間の待機である。逆にいえば、実際に手術を受ける二四時間前までに、同意書の提出を義務付けていた。第二は、その同意書の提出の際に、医師がある種の情報を提供すべきことを義務付けている。第三は、未成年者についての両親の同意である。この規定は、両親の少なくとも一方の同意を必要としていたが、必要な場合には、裁判所がその手続を行うことも定めていた。第四は、夫への事前通知義務である。既婚女性が、人工妊娠中絶を希望する場合、原則として、彼女が夫にそのことを知

らせた旨のステートメントに署名しなければならぬとしていた。最後は、報告義務で、人工妊娠中絶を実施している医療機関に、様々の情報を提出するように求めていた。

第一審のペンシルベニア東部地区連邦地方裁判所は、すべての規定を違憲と判断したが、州側の上訴をうけた第三巡回区連邦控訴裁判所は、夫への事前通知義務規定については違憲としたものの、それ以外の規定については、合憲と判断したので、双方が、連邦最高裁判所に上訴した。

最高裁判所の裁判官は、三つのグループに分かれた。第一グループは、従来からの人工妊娠中絶支持派で、ロー判決の厳格な維持を主張し、すべての規定が違憲であるとするブラックマン裁判官、そして、最後の報告義務を除いて違憲であるとするスティーブンス裁判官である。第二グループは、ロー判決自体は維持するもののその厳格な枠組については変更を認め、問題の州法については、夫への事前通知義務だけを違憲と判断しそれ以外は合憲とするオコナー、ケネディー、スーターの三裁判官である。結局、この三裁判官の見解が、最高裁判所の結論となった。第三グループは、予想された人工妊娠中絶反対派で、ロー判決の判例変更を主張し、すべての規定が合憲であるとするレーンクイスト、ホワイト、スカリア、トーマスの四裁判官である。

オコナー、ケネディー、スーターの三裁判官の法廷意見は、最近では珍しく共同執筆の形をとっている（一人の裁判官が執筆し他の裁判官がそれに加わるというのが普通である）。（ただし、ロー判決の三半期理論を変更した部分と州法の大部分を合憲と判断した部分については、ブラックマン、スティーブンス両裁判官が同調せず、相対多数意見となっている。この部分については、逆に、ロー判決の判例変更を主張するレーンクイストら四裁判官が、合憲の結論にのみ同調している）

法廷意見

「自由は、不確かな法には保護を見いだせないものである。しかし、憲法は、妊娠の初期の段階において、それを終了させる女性の権利を保護しているという我々の判決から一九年間、その自由の定義には、今も疑問が提起されている。『法廷の友』として合衆国政府は、この一〇年の過去五回の事件と同様、再び、我々にロー判決を判例変更するよう求めている」

ロー判決は、妊娠を終了させるという女性の決定が第一四修正の適正手続条項の実体的な要素によつて州の介入から保護された『自由』であると判断した。権利章典も第一四修正採択時の各州の対応も、そうした『自由』の実体的な範囲の限界を示していない。むしろ、実体的適正手続に関する主張を判断するには、当裁判所が個人の自由と組織された社会の必要性との間の境界を画定するための合理的な判断を下すことが必要である。当裁判所の先例は、結婚、生殖、家族関係、育児及び教育、避妊に関する個人の決定に憲法上の保護を与えてきた。そして、子どもを生むか否かの決定のような個人に重要な影響を与える事項への政府の不当な侵入から自由である個人の権利を承認してきた。ロー判決の中核的な判示は、こうした先例の理由づけと伝統を正しく援用したものである。

先例拘束性の原理を適用すれば、ロー判決の基本的な判示を再確認すべきことは明らかである。この判示を再検討するにあたって、当裁判所は、その判示を判例変更することが法の支配の理念に一致するものかを審査し判例を維持した場合と変更した場合のそれぞれのコストをはかることを意図した一連の慎重かつ実際的な考慮に基づく判断をした。「たしかにロー判決は反対を巻き起こしたが、いかなる意味でも、『有効に機能していない』ということはできず、州法が踏み込めない限界を画定するという機能を果たしてきた」

州の権限に対するロー判決の制約を覆すことは、「二〇年間の経済的・社会的発展のなかで、避妊に失敗した場

合には人工妊娠中絶を利用できることを信頼して、人々は、親密な関係を築き彼ら自身と社会でのその役割をどうするかに関する選択をしてきたという事実を目をそむけることになる。国の経済的・社会的生活に平等に参加する女性の能力は、自らの生殖をコントロールする能力によって促進されてきた。憲法は人間的な価値に資するものである。ロー判決への信頼がどの程度のものであるか正確にはかることはできないが、ロー判決に従って考え方や生き方を形成してきた人々にとってのロー判決を判例変更することのコストは、簡単に片付けられない」

「法原則の評価によっても、ロー判決の理論的な基礎は、一九七三年当時よりも、弱いものとなっていない。ロー判決以降の憲法の発展は、黙示的にも明示的にも、ロー判決が時代遅れの憲法思想の残存だなどとはしてこなかった」。ロー判決をグリズウォルド判決に代表される先例のなかに置いてみても、その後の憲法の発展がそれらの自由を脅かしたり制約しようとしていない以上、それらの先例が承認した、親密な関係、家族、そして子どもを生むか否かの決定に関する自由を危険に陥らせるものでないことは明らかである。最後に、ロー判決は独特のものであったとしても、その中核的な判断が侵食されていないことは明らかである。アクロン判決及びソーンバラ判決では、明示的に再確認されているし、ウェブスター判決でも、最高裁判所の多数派は、ロー判決の中核的な判示を再確認するかその合憲性の判断を拒否した。

ロー判決を支持した事実に関しては、その中核的な判示を時代遅れするような変化はなかったし、その判例変更を支持する論拠とはならない。「その後の母子医療の発展はもっと後期の人工妊娠中絶を妊婦にとって安全なものとする一方、ロー判決以後の新生児医療の発展は胎児の独立生存の時点をいくらか早い時期にしたが、これらのことは、競合する利益が現実のものとなるタイム・リミットの枠組に影響するにすぎない。したがって、胎児の独立生存の時点——胎児の生命に関する州の利益が非治療的な人工妊娠中絶の禁止立法を正当化すると憲法上

認められる時点が早まっているというロー判決の事実に関する前提からの相違は、その中核的な判示の正当性には無関係である。その憲法判断が妥当であったか否かは、胎児の独立生存の時点がいつかには全く関係ない」

ロー判決を、同様の重要性をもつ二組の一連の判決——ロクナー判決に代表される一組とプレッシー判決に始まる一組——と比較しても、本日の結論は必然である。それぞれ、ウェスト・コースト・ホテル判決及びブラウン判決によつて判例変更されたが、その判例変更は、以前の憲法判断の正当性をもたらすとされた事実や事実の理解に関する変化に基づくものであった。判例変更が国民に理解され、擁護されたのは、それが状況の変化に対する最高裁判所の対応の結果だったからである。これに対して、ロー判決の中核的な判示を支持した事実もそれに関する当裁判所の理解も変化していないから、あえて、ロー判決を現在の理論的枠組を越えて再検討し、ロー判決とは異なる判断することには正当性を見いだせない。こうした理由は、先例を変更する根拠とはならない。

ロー判決の中核的な判示を判例変更することは、先例拘束性の原理のもとで不当な結果を招くばかりではなく、司法権を行使し、法の支配に献身する国の最高裁判所として機能する当裁判所の能力を著しく弱めることになる。最高裁判所が、ロー判決のような、ユニークかつ激しく意見の分かれた論争に取り組むときには、その判決は、通常の事件とはちがった次元のものであり、判決を覆しその実施を妨害しようとする当然の行動を打ち破るために、ほとんど前例のない力を必要とする。「先例の受け入れられている原理に基づく最も説得的な理由づけによつてのみ、先例を変更した後の判決が政治的な圧力への屈服や先例において最高裁判所がその権威をかけた原則の理由なき否定ではないことを示すことができるのである」。「現在の状況において、ロー判決の基本的な判示を判例変更することは、最高裁判所の正統性とこの国の法の支配への献身に対する甚大かつ不必要な損害をもたらす誤りを犯すことにならう。それゆえ、ロー判決の基本的な部分に従うことが重要であり、本日、我々はそのよう

にする」

(「ここからの部分は相対多数意見である」)我々は、ロー判決の基本的な判断は、今や覆すことのできない憲法上の分析に基づいていたと結論するが、この女性の自由は、その初期から、州が胎児の生命に関心を示すことができないほど無制限のものではない。そして、胎児が成長するもつと後の時点において、生命に関する州の利益は、妊娠を終了させる女性の権利を制限できるほどに強力なものとなる」

「(a) ロー判決が承認した中核的な権利を守ると同時に、生命の可能性に関する州の深遠な利益とを調和させるために、我々はこの判決において説明した不当な負担の分析を用いるものである。その目的または効果が胎児が独立生存可能となる前に人工妊娠中絶を希望する女性にとって実質的な障害となる場合、不当な負担は存在し法の規定は無効となる。

(b) 我々は、ロー判決の厳格な三半期の枠組は退ける。生命の可能性に関する州の深遠な利益を増進するために、州は、妊娠の全期間にわたって、女性の選択が十分に情報を与えられたものであることを確保する手段をとることができ、この利益を増進するための手段は、その目的が人工妊娠中絶よりも出産を求める女性への説得にとどまる限り、違憲とはされない。こうした手段は、人工妊娠中絶の権利に対する不当な負担を課すものではない。

(c) 医療行為に関しては、州は、人工妊娠中絶を希望する女性の健康や安全を増進する規則を制定することができる。人工妊娠中絶を希望する女性にとって実質的な障害を意図しまたはそのような効果をもつ健康に関する不必要な規則は、人工妊娠中絶の権利に対する不当な負担を課すものとなる。

(d) 我々が採用した不当な負担の分析は、ロー判決の中核的な判断を変更するものではなく、我々は、その

判示を再確認する。特定の状況に関する例外の有無にかかわらず、胎児が独立生存可能となる前にその妊娠を終了させるという女性の最終的な判断を禁止することはできない。

(e) また、我々は、『胎児が独立生存可能となった後は、生命の可能性に関するその利益を増進するために、州は、医学的判断により人工妊娠中絶が母親の生命または健康を保護するのに必要であるという場合を除いて、人工妊娠中絶を規制し禁止することさえできる』というロー判決の判示を再確認する」
ステイブンズ裁判官の同意（一部反対）意見

「この種の事件において、個々の裁判官が本案についてどう考えているかにかかわらず、先例拘束性の原理が支配的な重要性をもつと結論した点において、最高裁判所の多数派が正しいことは疑いない。ロー判決の中核的な判示は、ほとんど二〇年にわたって、『わが国の法の一部』であった。そして、グリズウォルド判決が確立した個人の自由の保護の自然な帰結であった。この期に及んで、ロー判決を判例変更すれば、その社会的コストは計り知れない。ロー判決は、自由の概念と男女の基本的平等の正しい理解において、不可欠な部分となっている」
ブラックマン裁判官の同意（一部結果的同意、一部反対）意見

当裁判所の人工妊娠中絶に関する先例が求めている厳格審査基準を適用すれば、報告義務も含めて、争われているペンシルベニア州法のすべての規定は違憲である。

レインクイスト首席裁判官の反対（一部結果的同意）意見（ホワイト、スカリア、トーマス各裁判官同意）

ロー判決において、胎児を中絶する権利を家族関係に関する先例が承認する権利と同一視し、人工妊娠中絶の権利が『基本的』なものであると考えたとき、最高裁判所は行き過ぎを犯した。これらの先例は、ロー判決が主張するように、包括的な『プライバシー権』を支持したものではない。人工妊娠中絶が生命の可能性の意図的な

終了にかかわる以上、人工妊娠中絶の決定は、個人や家族のプライバシーや自律の名称のもとに先例が承認した権利とは種類が異なる独特のものと考えなければならない。そして、アメリカ国民の歴史的な伝統——イギリスのコモン・ローと、第一四修正採択時及びロー判決時の人口妊娠中絶に関するアメリカの制定法によって明らかのように——では、妊娠を終了させる権利が『基本的』なものであるという考え方は支持されない。したがって、この権利を制限する法律は、厳格審査に服する必要がない。

共同意見は、本来的な問題としてロー判決が正しいといっているのではなく、国民がすでに一九年にわたってロー判決に慣れ、その多くがロー判決の判例変更を望んでいないことを根拠にしているにすぎない。「司法部の正統性は、世論に従うことに由来するのではなく、その最善の英知によって、政府の選挙による部門の立法が憲法に適合するものか否か判断することに由来する」

共同意見が採用した不当な負担の基準は、憲法に根拠をもつものではなく、共同意見が予想するように、適用が容易で、明確な境界線をもたすものではない。この基準によって人工妊娠中絶の規制を評価するためには、裁判官は、その規制が人工妊娠中絶を希望する女性にとって『実質的な障害』になるか否かに関する主観的で指針をもたない判断をしなければならない。この基準は、共同意見が捨てた三半期の枠組と同様、非実際的なものであり、最高裁判所が、憲法の名を借りて、複雑な人工妊娠中絶コードの形で、州に自らの好みを押し付け続けることを許容するだろう。

「人口妊娠中絶に関する女性の利益は、適正手続条項が保護する自由の一形態であるが、州は、州の正当な利益に合理的に関連する方法で、人工妊娠中絶を規制することができる」

スカリア裁判官の反対（一部結果的同意）意見（レーンクイスト、ホワイト、トーマス各裁判官同意）

「州は、望むならば、人工妊娠中絶を許容してもよいが、憲法が、州に、それを要求することはできない」。それは、二つの事実による。(一)憲法は、人工妊娠中絶に関して、絶対に何もいっていないし、(二)アメリカ社会の長い間の伝統は、その法的規制を許してきた」